

30高医薬第583号

平成30年 8月15日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

(公 印 省 略)

医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の
院内感染対策の徹底について

平素より本県の医療行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課及び厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、医療機関（県内の拠点病院及び感染管理の専門家が配置されている医療機関）には同様の文書をもって通知しましたことを申し添えます。

高知県健康政策部医事薬務課 担当 川島、長瀧

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9623 FAX 088-823-9137

Email 132101@ken.pref.kochi.lg.jp



事務連絡
平成30年8月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の 院内感染対策の徹底について

医療機関における院内感染対策については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号の規定並びに「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の改正について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、管下の医療施設に対する周知及び指導をお願いしているところです。

今般、鹿児島県の医療機関において、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染疑い事例が報告されました。ついては、貴職におかれましては、管下の医療機関に対し、改めて院内感染防止体制の徹底について指導を行うようお願いいたします。

また、管下の医療機関に対し、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染を疑う事例を把握した場合には速やかに貴職あてに報告するよう指導するとともに、貴職より地域医療計画課あてに情報提供するようお願いいたします。

なお、薬剤耐性アシネトバクター感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における5類感染症であり、同法第12条第1項第2号に基づく全数届出疾患であることを申し添えます。

（参考）

○多剤耐性アシネトバクター感染症 Q&A

<http://idsc.nih.gov.jp/disease/MDRA/QA01.html>

○感染症法に基づく薬剤耐性アシネトバクター感染症の届出状況、2016年

<https://www.niid.gov.jp/niid/ja/mdra-m/mdra-idwrs/7809-mdra-180126.html>

○多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について（平成 22 年 9 月 6 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）

○多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について（平成 21 年 1 月 23 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>

【担当】

厚生労働省医政局地域医療計画課

課長補佐 稲木

厚生労働省健康局結核感染症課

課長補佐 繁本

【連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

直通電話 03-3595-2194

F A X 03-3503-8562